

令和6年度 政治資金監査に関する研修（登録時研修）の日程について

1 研修の対象者

政治資金規正法第19条の18第1項の規定による登録政治資金監査人のうち、同法第19条の27第1項に規定する研修（登録時研修）を修了していない者

【注意】

- 政治資金規正法の規定により、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うためには、この研修を修了しなければなりません。
- この研修を修了していない登録政治資金監査人におかれては、研修を受講していただきますようお願いいたします。
- 各士業団体が実施する政治資金監査制度に関する研修等は、この研修とは異なるので注意してください。

2 日程及び受講方法

別紙のとおり

3 研修内容

講義1 「政治資金規正法の概要等」

講義2 「政治資金監査マニュアルの説明」

4 研修手数料

6千円（別途収入印紙で納付していただきます。）

5 申込の方法

登録政治資金監査人証票と併せて交付する「政治資金監査に関する研修事前申込書」（電子データは当委員会ホームページにも掲載）に必要事項を記入の上、申込期限までに、当委員会事務局宛てに電子メールで申し込みください。

※ 申込期限後であっても、会場に余裕がある場合は研修受講が可能ですので、申込状況等については適宜当委員会事務局にお問い合わせください。

なお、当委員会では、登録時研修を修了した登録政治資金監査人を対象に、政治資金監査実務の向上に資する研修（実務向上研修）も実施しております。詳細につきましては、当委員会ホームページの「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について」をご覧ください。

総務省 政治資金適正化委員会

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

TEL：03-5253-5598（直通）

Email：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）内「政治資金適正化委員会」で検索してください。

令和6年度 政治資金監査に関する研修(登録時研修)の日程及び受講方法

申込期限後であっても、会場に余裕がある場合は研修受講が可能ですので、申込状況等については適宜当委員会事務局にお問い合わせください。

- 集合研修・政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修(※)
- 個別研修・政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修
- リモート研修・政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修

	集合研修					個別研修		リモート研修										
	実施日時	開催地	会場	定員	申込期限	実施日時	会場	実施日時	会場									
4月	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>受付を終了しました。</p> <p>受付を終了しました。</p> <p>受付を終了しました。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>年間を通じて実施中。 (土・日曜、祝祭日、年末年始除く)</p> <p>※個別研修の実施については、ホームページに掲載の「政治資金監査に関する研修(個別研修)の実施について」をご参照ください。</p> </div> </div>																	
5月																		
6月										6月28日(金) 9:30～12:30	東京都	TKP赤坂カンファレンスセンター(ホール13A) 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル 13階						
7月										7月19日(金) 9:30～12:30	大阪市	CIVI研修センター新大阪東(E705) 大阪府大阪市東淀川区東中島1-19-4 LUCID SQUARE SHIN-OSAKA 7階						
8月										8月2日(金) 9:30～12:30	仙台市	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口(ホール6C) 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15 ソラブラザ 6階						
										8月30日(金) 9:30～12:30	福岡市	TKPカンファレンスシティ博多(TKPホール) 福岡県福岡市博多区博多駅前3-19-5 博多石川ビル 1階	約80名	8月2日(金)				
9月										9月20日(金) 9:30～12:30	広島市	TKP広島本通駅前カンファレンスセンター(カンファレンスルーム3B) 広島県広島市中区紙屋町2-2-12 信和広島ビル 3階	約50名	8月23日(金)				
10月										10月4日(金) 9:30～12:30	札幌市	TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前(カンファレンスルーム5A) 北海道札幌市中央区北4条西6-1 毎日札幌会館 5階	約50名	9月6日(金)				
										10月25日(金) 9:30～12:30	名古屋市	TKP名鉄名古屋駅カンファレンスセンター(ホール9H) 愛知県名古屋市中村区名駅1-2-4 名鉄バスターミナルビル 9階	約100名	9月27日(金)				
11月										11月15日(金) 14:00～17:00	東京都	TKP神田ビジネスセンター(ホール401) 東京都千代田区神田美土代町3-2 神田アペビル 4階	約100名	10月18日(金)				
12月	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>受付を終了しました。</p> <p>受付を終了しました。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>年間を通じて実施中。 (土・日曜、祝祭日、年末年始除く)</p> <p>※個別研修の実施については、ホームページに掲載の「政治資金監査に関する研修(個別研修)の実施について」をご参照ください。</p> </div> </div>																	
1月																		
2月																		
3月	3月19日(水) 9:30～12:30	大阪市	TKP新大阪駅前カンファレンスセンター(ホール4A) 大阪府大阪市東淀川区西淡路1-3-12 新大阪ラーニングスクエアビル 4階	約100名	2月19日(水)													
	3月28日(金) 9:30～12:30	東京都	全国都市会館(第1会議室) 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館 3階	約150名	2月28日(金)													

※ 集合研修における登録時研修は、フォローアップ研修の再受講研修と併せて開催されます。定員は、再受講研修受講者数との合計です。
 ※ 上記研修のほか、5人以上の研修を修了していない登録政治資金監査人が研修の実施を要望する場合、当該要望に応じて研修を実施する場合があります。詳しくは当委員会ホームページに掲載の「政治資金監査に関する集合研修の実施要望の受付について」をご参照ください。

政治資金適正化委員会事務局内
(東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館)

令和6年9月～令和7年1月頃にかけて実施予定。

※詳細については、ホームページに掲載の「政治資金監査に関するリモート研修について」をご参照ください。

受講者の自宅のパソコン等で研修動画を視聴。

登録時研修（事前申込）

政治資金監査に関する研修事前申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

事前申込日（送付日）	令和 年 月 日
氏 名	
登 録 番 号	
電 話 番 号	
電 子 メール ア ド レ ス	

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

集合研修の申込記入欄（受講希望日）

	研修の実施日	研修の実施場所（例：東京都）
第1希望	令和 年 月 日	
第2希望	令和 年 月 日	

個別研修の申込記入欄（受講希望日）

（研修の実施場所：政治資金適正化委員会事務局（東京都千代田区））

	研修の実施日	研修の時間
第1希望	令和 年 月 日	午前・午後
第2希望	令和 年 月 日	午前・午後

※「研修の実施日」は、平日（行政機関の休日以外の日）とすること。

※「研修の時間」は、午前（10:00～13:00）又は午後（13:30～16:30）のいずれかを選択すること。

※第2希望まで記入すること。

リモート研修の申込記入欄（受講希望月）

	研修の実施月
第1希望	令和 年 月
第2希望	令和 年 月

※「研修の実施月」は、リモート研修の実施案内に記載されるリモート研修の実施期間から、受講を希望する実施月を第2希望まで記入すること（リモート研修の実施月が一の場合は第1希望のみ記入すること）。

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

(公認会計士及び税理士のみ)

当委員会が実施する登録時研修は、公認会計士にあつては（集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけているCPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあつては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する登録時研修について、（受講者の同意に基づき）両会における研修単位又は受講時間（以下「研修単位等」という。）の認定に必要な情報を当委員会から両会に提供することで、受講者が両会に研修単位等の認定を申請することなしに、受講者の研修単位等として認定していただくことも可能です。

ただし、日本公認会計士協会への個別研修及びリモート研修の研修単位等の認定申請は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により行うことが必要です。

つきましては、該当する□に☑を入れてください。

私（申込人）は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報（氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日）を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

同意します。（日本公認会計士協会 日本税理士会連合会）

（同意する場合、どちらの会に提供してよいか☑を入れてください。両方の場合、両方とも☑を入れてください。☑を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。）

士業団体への登録番号記入欄

公認会計士研修登録番号	
税理士登録番号	

同意しません。

（同意しない場合、受講者ご自身から関係士業団体へ、直接、研修単位等の認定の申請をお願いします。）

※本同意は、本申込書によってお申込みされた研修のみ有効とします。次年度等の研修においても引き続き同意される場合には、当該申込書においても同意しますに☑を入れてお申込みください。

注意事項

【集合研修・リモート研修を希望する方】

集合研修及びリモート研修についての開催日等の詳細な内容につきましては、総務省政治資金適正化委員会事務局のホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

開催日等のホームページ掲載後、上記申込記入欄に記入の上、電子メールによりお申込み下さい。なお、この申込をもって、リモート研修に係る個人情報の取り扱い（開催案内に記載）について同意したものといたします。

【個別研修を希望する方】

個別研修を希望する方は、個別研修の申込記入欄に記入の上、電子メールにより研修希望日の1週間前までにお申し込みください。

記入いただいた連絡先は、研修受講に当たり使用し、その他の目的のために使用することはありません。

【申込・問い合わせ先】総務省政治資金適正化委員会事務局

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館9階

TEL: 03-5253-5598(直通)

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

政治資金監査に関する研修（個別研修）の実施について

1 研修日時

平日（注） 10時～17時のうち3時間程度

（注）土・日曜、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。

2 研修場所

政治資金適正化委員会が定める場所（詳細は、受講決定通知書に記載）

3 研修の実施方法

集合研修の講義と同内容の資料及び映像・音声データを組み込んだ研修用映像教材をパーソナルコンピュータにてヘッドホンを使用の上、視聴していただきます。

4 研修の申込方法

個別研修を希望する方は、受講希望日の1週間前までに、研修事前申込書に必要事項を記入の上、政治資金適正化委員会あてに電子メールにより提出してください。

なお、やむを得ない理由により、ご希望の日時では受講できない場合があります。

5 研修手数料

6千円（収入印紙） ※集合研修と同額

6 研修受講者における受講等の流れ

- ① 研修事前申込書（受講日時を記載）を電子メールにより提出
- ② 受講申込受付完了のお知らせを電子メールにて受領
- ③ 次の書類を電子メールにて受領
 - ・受講決定通知書
 - ・研修申込書用紙（研修手数料6千円の台紙）
- ④ 研修申込書（研修手数料6千円の収入印紙を貼付）を研修当日に提出し、引き換えに受講票及び研修資料を受領
- ⑤ 研修を受講（研修用映像教材を視聴）
- ⑥ 研修修了証書を受領

[研修申込先・問い合わせ先]

総務省政治資金適正化委員会事務局
〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎第2号館9階

電話：03-5253-5111（代表）

03-5253-5598（直通）

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

政治資金監査に関する集合研修の実施要望の受付について
(お知らせ)

政治資金監査に関する研修をまだ修了していない登録政治資金監査人で、特に地方に在住されている方の中には、「地方での研修日程が自分の都合とマッチしない」とか「個別研修を受けたいが東京に行く機会がない」という方がいらっしゃると思います。あるいは、「研修の機会があるのなら登録政治資金監査人として登録したい」とお考えの方もいらっしゃるかと思います。

そのため、当委員会としては、希望する研修日・研修地を示して、5人以上の研修を修了していない登録政治資金監査人が研修の実施を要望する場合で、その実施に支障がないと認められる場合には、当該要望に応じて研修を実施することとしました。

ご要望がありましたら、①受講希望者（5人以上）、②研修希望日、③研修希望地を当委員会事務局（03-5253-5111（代表））までご連絡ください。

【注】

1. 要望は、研修希望日の概ね2ヶ月前までをお願いします。
2. 研修希望日は、できるだけ複数案ご提示ください。
3. 会場は当委員会で手配しますので、研修希望地は「〇〇市」など地域の提示のみで結構です。
4. 各関係士業団体においては、5人以上の研修を修了していない登録政治資金監査人（弁護士、公認会計士、税理士）等の要望の調整・とりまとめを担う意向を示されていますので、調整・とりまとめを希望する方は、それぞれ下記団体にお問い合わせください。
 - ・ 弁 護 士 → 各弁護士会
 - ・ 公認会計士 → 日本公認会計士協会
 - ・ 税 理 士 → 各税理士会
5. 当委員会において研修日、研修地及び会場を決定・周知した後、研修を修了していないすべての登録政治資金監査人を対象として、受講申込の受付を開始します。
6. なお、当委員会業務の都合等により、必ずしも要望どおりにお応えできない場合があります。

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

(公認会計士及び税理士のみ)

1 概要

当委員会が実施する登録時研修及びフォローアップ研修(以下「各種研修」という。)は、公認会計士にあっては(登録時研修及び実務向上研修に係る集合研修に限り)日本公認会計士協会が会員に対して義務づけているCPD(継続的専門能力開発)の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあっては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する各種研修について、(受講者の同意に基づき)両会における研修単位又は受講時間(以下「研修単位等」という。)の認定に必要な情報を当委員会から両会に提供することで、受講者が両会に研修単位等の認定を申請することなしに、受講者の研修単位等として認定していただくことも可能です。

2 同意方法

各種研修の申込書(裏面)の同意欄に、必要事項を記入します。
(記載例は、以下のとおりです。)

私(申込人)は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報(氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日)を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、	
<input checked="" type="checkbox"/> 同意します。(<input checked="" type="checkbox"/> 日本公認会計士協会 <input checked="" type="checkbox"/> 日本税理士会連合会)	
<small>(同意する場合、どちらの会に提供してよいか <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。両方の場合、両方とも <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/> を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。)</small>	
士業団体への登録番号記入欄	
公認会計士研修登録番号	1 2 3 4 5
税理士登録番号	1 2 3 4 5 6
<input type="checkbox"/> 同意しません。 <small>(同意しない場合、受講者ご自身から関係士業団体へ、直接、研修単位等の認定の申請をお願いします。)</small>	

①同意する場合、同意しやすく を入れ、提供可能な士業団体にも を入れてください。

②同意する場合、士業としての登録番号を記入してください。

3 注意事項

- (1) 同意は、当該申込書によってお申込みされた研修のみ有効です。次年度等の研修においても引続き同意される場合には、当該次年度等の研修の申込書においても同意しますに を入れてお申込みください。
- (2) 公認会計士にあっては、登録時研修及び実務向上研修に係る集合研修に限り、本制度が利用可能です。登録時研修及び実務向上研修に係るリモート研修及び個別研修を受講される場合は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により日本公認会計士協会へ申請することが必要です。

[研修申込先・問い合わせ先]
総務省政治資金適正化委員会事務局
〒100-8926
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館9階
電話：03-5253-5111 (代表)
03-5253-5598 (直通)
Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

～ 登録事項に変更のある方へ ～

※政治資金規正法第19条の21の規定により、登録を受けた事項に変更を生じたときは、変更の登録を申請しなければなりません。

登録政治資金監査人変更登録申請書の添付書類について

変更に係る事項が下記のいずれかに該当する場合には、登録事項の変更の確認のため、次に掲げる書類を提出してください。

1. 氏名、本籍の変更に係るものは、その事実を証する戸籍抄本（変更登録申請日前3ヶ月以内に作成されたもの）
2. 住所の変更に係るものは、その事実を証する住民票の写し（変更登録申請日前3ヶ月以内に作成され、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
3. 政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する旨の変更に係るものは、その他の弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面（日本弁護士連合会、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会が発行した証明書で、変更登録申請日前3ヶ月以内に作成されたもの）

※ 氏名、事務所の名称又は事務所の所在地に変更がある場合は、登録政治資金監査人証票を再交付するため、登録政治資金監査人証票と申請者の写真1葉（無帽、無背景、縦2.8cm、横2.4cm、撮影後3ヶ月以内のもの、裏面に氏名を記入）を併せて提出してください。

（参考）変更登録申請に必要な添付書類一覧表

変更事項 \ 添付書類	戸籍抄本	住民票の写し	士業の証明書	監査人証票	写真1葉
氏名	○	—	—	○	○
本籍	○	—	—	—	—
住所	—	○	—	—	—
電話番号	—	—	—	—	—
政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する旨	—	—	○	—	—
事務所の名称	—	—	—	○	○
事務所の所在地	—	—	—	○	○
事務所の電話番号	—	—	—	—	—

注：戸籍抄本、住民票の写し及び資格証明書については、コピーしたものではなく、原本を添付してください。

登録政治資金監査人変更登録申請書

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所
(変更後又は現在)

事務所
所在地等
(変更後又は現在)

(登録番号第 号) 登録政治資金
監査人氏名

登録政治資金監査人名簿に登録を受けた事項に変更が生じたので、政治資金規正法第19条の21の規定により、変更の登録を、下記のとおり申請します。

記

登録事項	変更後の内容		変更前の内容	変更発生日
ふりがな				
氏名				平・令 年 月 日
本籍				平・令 年 月 日
住所	〒 TEL ()		〒 TEL ()	平・令 年 月 日
政治資金規正法 第19条の18 第1項各号のい ずれかに該当す る者である旨、 その資格の取得 年月日及び 資格番号	政治資金規正法 第19条の18 第1項各号のい ずれかに該当す る者である旨 (いずれかに○)	1. 弁護士 2. 公認会計士 3. 税理士	1. 弁護士 2. 公認会計士 3. 税理士	平・令 年 月 日
	取得年月日			平・令 年 月 日
	資格番号			平・令 年 月 日
イ 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合				
主たる 事務所	名称			平・令 年 月 日
	所在地	〒 TEL ()	〒 TEL ()	平・令 年 月 日
従たる 事務所	名称			平・令 年 月 日
	所在地	〒 TEL ()	〒 TEL ()	平・令 年 月 日
ロ イに掲げる場合以外の場合				
事務所	名称			平・令 年 月 日
	所在地	〒 TEL ()	〒 TEL ()	平・令 年 月 日
変更の理由				

(添付書類) 変更の事実を証する書類(イ又はロの変更の場合を除く。)

- (注) 1 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。
2 変更があった事項のみ記載すること。